

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 土地闘争

第三節 農地改革逆転の試み

小作料および地価の値上げを内容とする改革逆転の試みは、すでに前年の第五国会に政府法案として提出される気配があり、日農その他農地委員会全国協議会等の猛烈な反対運動によってついに表面化しなかったのであるが、しかし決して解消したのではない。地主の土地取り上げその他不法行爲の跡が絶えず、政府による地主保護的政策の実施が機会をうかがっていることは否定しえない事実であり、極東委員会はすでに昨年五月農地改革遂行に関する指令をマ司令部に発して警告するところがあった。ところが先の第八国会においても自作法および農調法の改正案が提出されたが再び流産のうきめに合い、他方「土地台帳法の改正案」が成立してここに土地の賃貸価格が消滅したため、農地価格統制の基準が失われることとなった。よって農地の買収売渡計画の実施も、農調法による農地の移動統制も事実上消滅に帰したのであり、農地改革遂行上重大な支障を生ずるにいたったのである。

農林省はとりあえず農地買収期限を延期するとともに、九月一日ポツダム政令として「自作農の創設に関する政令」を公布した。この政令の内容は、第一に保有地を平均一町歩とする原則は維持すること、第二に農地価格の統制を外し自由にする、第三に経営面積の制限(内地平均一戸当三町歩)を外すこと等である。なお小作料は五〇年度分から従来の七倍(最高六〇〇円)に引上げられた。

これらの改正が果してどのような結果をひきおこすか予断を許さないが、少くとも次のことは明らかである。すなわち政府は農地改革当初に定められた原則の修正ないし一部放棄をなしたということそれによって現在各地に少数ながら生じつつあった大経営の発展にとっての一つの制限を除き去ったということ、これら一連の政策によって、山林原野の解放をふくむいわゆる第三次農地改革の断行などの意思は全くないことを明らかにしていることである。

これらの動きに対し日農、全農、全農連、農地協、労組等一八団体は二月九日東京において農地改革打切反対農業改革促進全国大会を開催し、政府の方針に反対を申入れた。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

